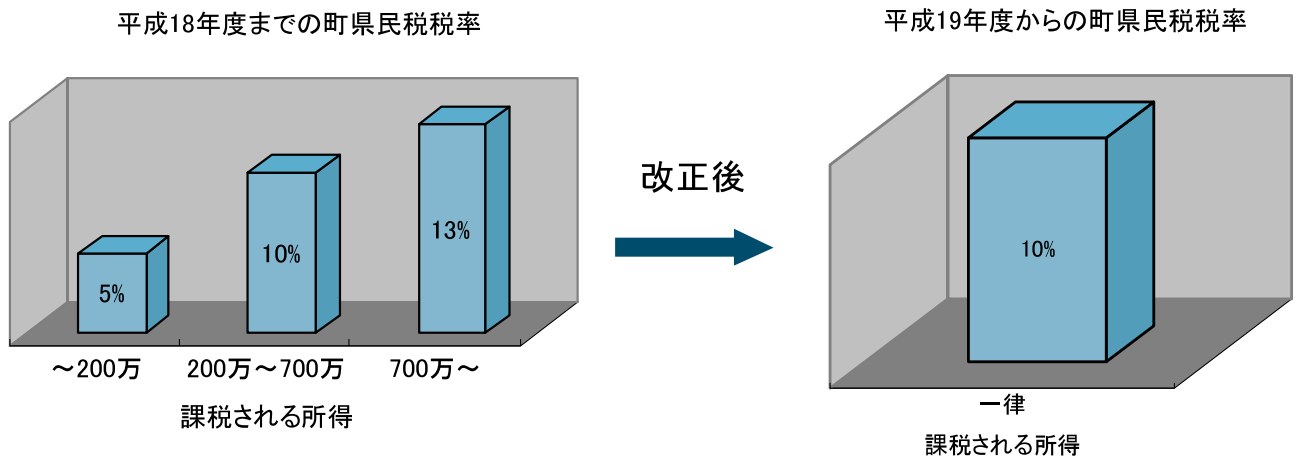


住民税が変わります ～国から地方へ～

地方自治体が自主的に財源の確保を行うことにより、必要な行政サービスを行えるよう国の所得税が地方の住民税へと大幅に税源が移ります。

個人住民税所得割の税率が10%（都道府県民税4%・市町村民税6%）の税率となります。

国の所得税率については、平成19年分以後の所得税について適用され、個人住民税率については、平成19年度分以後の個人住民税から適用されます。



【今まで（平成18年度）の税率】

課税所得が200万円以下の場合の税率	→	5%
課税所得が700万円以下の場合の税率	→	10%
課税所得が700万円超の場合の税率	→	13%

（注：課税所得とは、給与等の支払額から給与所得控除を引き、扶養控除や社会保険料控除等を差し引いた、実際の税率をかけるもとになる金額です。）

【平成19年度からの税率】

課税所得に関係なく一律
10%（所得割の税率）

税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%の改正に伴い、国が集める国税（所得税）の税率も見直されます。

所得税の最低税率が10%から5%に引き下げられ（課税所得が195万円以下）、最高税率が37%から40%に引き上げ（課税所得が1,800万円以上）られます。

また、所得税と住民税における人的控除（扶養控除の差に対応した減額措置）の差の税額控除や、住宅ローン控除制度が住民税にも適用されることになりました。

これらの措置により、税源移譲の前後で『住民税+所得税』の納税者の負担は変わりません。（分かりやすく言えば、住民税が上がれば所得税は下がり、住民税が下がれば所得税が上がることになります。）

詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】大崎町役場 住民課 税務係 TEL 476 - 1111（内線 113）